

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第5号

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第4条第2項第4号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 申請者<sub>(法人の場合にあっては、その役員を含む。)</sub>の略歴を記載した書類</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>様式第2号(第4条関係)</p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第4条第2項第4号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 申請者及び法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)<sub>( )</sub>の略歴を記載した書類</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>様式第2号(第4条関係)</p>
<p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第7号までに該当しない者であることを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p>	<p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。